

庁議事案書

日付	令和6年2月13日(火)	会議種別	政策会議
		事案種別	審議事項
事案名称	湘南東ブロックし尿処理広域化方針に基づく事務の委託及び費用負担の考え方について		

1. 事案の概要

提案理由 取り組み内容	<p>■趣旨 2市1町（藤沢市、寒川町、茅ヶ崎市）でし尿処理施設を藤沢市に建設し、令和14年度から稼働させることについて、事務の委託の可否及び費用負担の考え方についてお諮りするものです。</p> <p>■2市1町で協議した内容 ○事務の委託の協議書（規約）は、ひな形や先例を参考にしつつ、過不足なく規定すること。 ○事務の委託の協議書（規約）は、令和6年第2回定例会で各団体において議決すること。 ○費用負担は、「公平」であるべきこと。 ○費用負担は、先事例を参考にしつつ、今回の事務処理の性質から適切と思われる内容を議論していくこと。</p> <p>■市の考え方 ○し尿処理を藤沢市へ委託することについて、本市が令和4年4月の庁議を経て、2市1町連名で5年3月に策定した「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」に基づくものであることから適切であると考えています。 ○費用負担について、し尿及び浄化槽汚泥の処理という事業の性質上、各団体の住民全てがその恩恵を受けるわけではないことから、使用量に応じた負担（搬入量割）を基本とし、搬入量に拘らず必要な費用（人件費等）は各団体が等分で負担をすることが公平であると考えています。</p> <p>■今後の予定 令和6年3月 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議 幹事会 全員協議会で報告 令和6年6月 事務の委託の協議及び規約の議決（事務の委託の決定） （地方自治法第252条の14第3項で準用する第252条の2の2第3項本文） 令和6年9月 事務の委託に関する協定書の締結（費用負担の決定） 令和7年4月 藤沢市でし尿処理施設の建設に向けた事業方式の検討等に着手 令和14年4月 藤沢市し尿処理施設の稼働開始（寒川町美化センターから切替）</p>
審議事項等	令和5年3月に策定した「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」に基づくし尿処理の事務の委託の可否及び事務の委託に係る費用負担の考え方について

2. 行政計画等との関係

(1)茅ヶ崎市総合計画			
主たる政策目標	5.豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち		
関連する政策目標	政策目標2		
(2)その他関連計画	茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画 湘南東ブロックし尿処理広域化方針		
(3)関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法		

事案担当	環境部環境保全課	内線	1231
関係部課	環境部資源循環課 下水道河川部下水道河川建設課		

政策会議結果報告書

(審議事項 報告事項)

1 開催日	令和6年2月13日（金）
2 件名	湘南東ブロックし尿処理広域化方針に基づく事務の委託及び費用負担の考え方について
3 事案担当	環境部環境保全課
4 関係部課	環境部資源循環課、下水道河川部下水道河川建設課
5 出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 病院事業管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 理事経営総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 理事福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席
6 説明者	環境保全課長 課長補佐環境保全担当
7 会議結果	本案件については、提案のとおり承認される。
8 主な意見等	<p>* 施設の耐用年数はどの程度を想定しているか。【市長】</p> <p>→ 当初計画としては、令和14年度に供用を開始し、29年度末までの15年間を設定していますが、長寿命化を考慮した維持管理や必要な修繕を行いながら使用しますので、使用期間は延伸できることになると考えています。</p> <p>* 協議書・規約の議決後に協定書の議論が行われるが、協定書に記載されることになる経費の種類ごとの費用負担の考え方について、概ねの方向性が2市1町でまとまっているということでしょうか。【塩崎副市長】</p> <p>→ 2市1町で組織する「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議 し尿処理部会」を中心に議論を重ねてまいりました。特に費用負担については各市町からさまざまな主張があった結果として、施設特性を考慮した搬入量割を基本とし、広域と単独を問わずに必要な経費に限って均等割を組み合わせる方法が公平であるという概ねの方向性を認識共有するに至りましたので、それでよいか各市町が庁議に諮っております。承認がいただければ、この考え方を基本に個別の取扱いを議論していくことになります。</p> <p>* 協議書・規約の議決時点でも、経費の種類ごとの費用負担の考え方は定まっていないのか。経費の種類ごとの費用負担の考え方が決定してから、庁議に付した方がよいのではないかと。【岸副市長】</p> <p>→ 協議書・規約の締結には議決が必要なため、一点目の審議事項として庁議に諮っております。二点目とした費用負担の考え方は、2市1町で個別の調整を進めていけるよう、基本的な方向性について承認をいただく必要があると考えております。</p> <p>* 経費の種類ごとの費用負担については、2市1町での議論を踏まえた上で協議書を作成するということがよいか。今後の議論において、費用負担の基本的な方向性から逸れた場合は、改め庁議に付すという考えか。【岸副市長】</p>

→ 協議書・規約の締結に係る議決時点では、費用負担の考え方は基本的な方向性となりますが、その後、2市1町でその方向性に基づいた議論を深めていきます。各市町がそれぞれ庁議を経た方向性であり、尊重して調整が進むものと考えておりますが、万が一、逸れた場合には庁議に諮る必要があると認識しています。

* 搬入量の割合によって費用負担が変化することだが、将来的な供用後の費用負担の見直しはどうか。【市長】

→ 現在の搬入量の割合で固定するのではなく、各年度とも前年度の搬入量をもとに算定することから、常に実態に合った費用負担になる仕組みになっております。

* 藤沢市、寒川町と足並みが揃っているという認識でよいか。【教育長】

→ そのとおりです。